

公式車検項目の一部訂正

標記の件、該当箇所を下記赤字の通り訂正する。

【該当箇所】

鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則書

第1章 基本事項 第11条 競技車両の検査・ライダーの装備 ～3)

【訂正内容】

訂正前

～3) ライダーが競技中に着用しなければならないものとして、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。(これらは、MFJ 国内競技規則 付則4 ロードレース競技規則 10 に基づくものとする。)

①ヘルメット

②レーシングスーツ

③エアバッグ式プロテクション各競技会開催時に満22歳以下、および満55歳以上の参加者は、MFJ登録製品のエアバッグ式プロテクション装着を義務とする。

その他の参加者についても、エアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。

④ヘルメットリムーバー

⑤脊柱プロテクション

⑥チェストガード

⑦グローブ

⑧ブーツ

⑨マウスガード (マウスピース)

次ページに続く

訂正後

～3) **ライダーが競技中に着用しなければならない装備品は MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 10 に基づくものとし、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。**

①ヘルメット

②レーシングスーツ

③エアバッグ式プロテクション

各競技会開催時に満 22 歳以下、および満 55 歳以上の参加者は、

MFJ 登録製品のエアバッグ式プロテクション装着を義務とする。

その他の参加者についても、エアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。

④ヘルメットリムーバー

⑤脊柱プロテクション

⑥チェストガード

⑦グローブ

⑧ブーツ

※マウスガードの使用は推奨されるが、公式車検の際に車検員によって検査されない。

以上